

新型インフルエンザ対策について

1. 新型インフルエンザとは

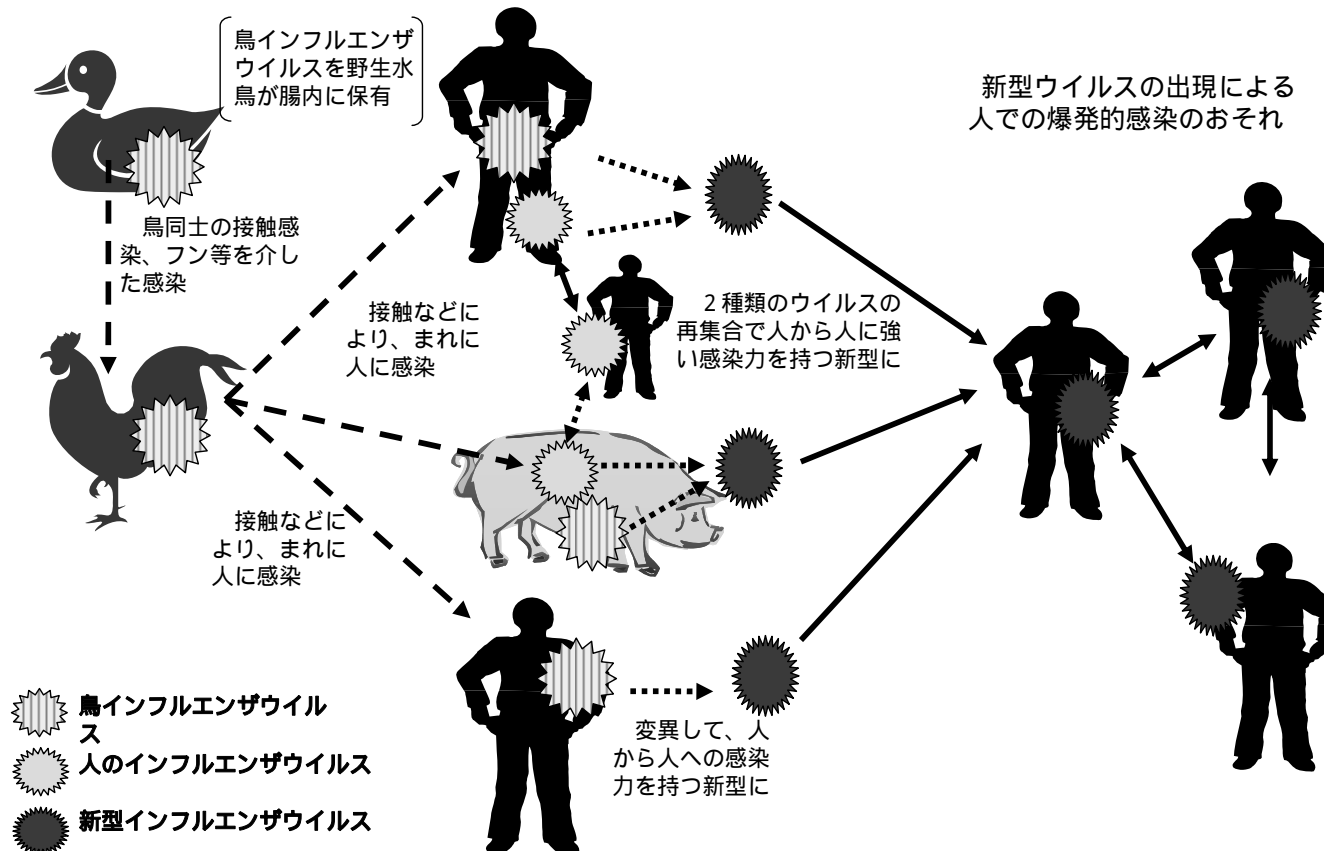
インフルエンザウイルスの性質が変わることによって、これまでにヒトに感染しなかったインフルエンザウイルスが、ヒトへ感染するようになり、さらにはヒトからヒトへ感染するようになったもの。

新型インフルエンザが発生した場合、基本的にすべての人がそのウイルスに対して抵抗力を持っていないため、ヒトの間で、広範にかつ急速に流行。

新型インフルエンザはこれまでも世界で発生しており、大きく報じられた国の名をとって、「スペインインフルエンザ」（1918年）、「アジアインフルエンザ」（1957年）、「香港インフルエンザ」（1968年）が流行。特にスペインインフルエンザは、ほとんどの人が抗体を持たなかったため、世界で約4千万人、日本では約39万人が死亡。

高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)は、東南アジアから西アジア、欧州、アフリカと発生地域が拡大。現在までにアメリカ大陸及びオーストラリアを除く世界各地で流行を確認。さらに、本ウイルスのヒトへの感染事例が増加。ヒトからヒトへ容易に感染する新型インフルエンザが出現する危険性が高まっているところ。

【鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係】



「厚生労働省HP」より

2. 新型インフルエンザの発生段階と発生時の対応

WHOでは、新型インフルエンザのパンデミック（世界的大流行）が起こる前からパンデミックがピークを迎えるまでを状況に応じて6つのフェーズ（段階）に分類

我が国では、フェーズごとに

- ・国内で新型インフルエンザが発生していない場合（「A」を併記）
- ・国内で発生した場合（「B」を併記）

に細分化して、行動計画を策定

現在は、WHOフェーズ3の国内非発生段階（フェーズ3A）

【WHOにおけるフェーズの分類】

パンデミック フェーズ	事態
フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
フェーズ2	動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
フェーズ3	ヒトへの新型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い
フェーズ4	ヒトからヒトへの新型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
フェーズ5	ヒトからヒトへの新型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが高い、より大きな集団発生がみられる
フェーズ6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

【発生時(フェーズ4以降)の政府における対応】

- ・新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、対策の基本方針策定
 - ・検疫、医療体制の強化
 - ・国内発生（疑い症例も含む）の監視
 - ・航空機等の運行自粛要請、国民の外出自粛要請
 - ・社会機能維持者^{注1)}へのプレパンデミックワクチン^{注2)}の接種
 - ・パンデミックワクチン^{注3)}の製造（製造でき次第順次接種）
 - ・専門家の発生国への派遣
 - ・関係情報の収集、国民への情報提供
- 等

注1) 社会機能維持者には、食料販売関係者等及び食料といったライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者が含まれる。

注2) パンデミックが起こる前に、鳥 - ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン。（備蓄量は約2千万人分）

注3) パンデミックが実際に発生した際に、ヒト - ヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

3. 政府の対策

関係省庁が連携・協力し、政府一体となった対策を講じるため、「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」において、平成17年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定。（平成19年10月最終改定）

行動計画では、発生状況に応じて、6フェーズに分類し、関係省庁が実施すべき具体的な対策を記載。また、新型インフルエンザが発生した際は、総理を本部長とする対策本部を立ち上げ、農林水産大臣もメンバー。

さらに、新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、厚生労働省医薬食品局長の諮問機関である新型インフルエンザ専門家会議において、平成19年3月に新型インフルエンザ対策ガイドラインを決定。

ガイドラインは、国外からの病原体の侵入を阻止する水際対策、医療面や社会面での対応について、13種類のガイドラインから構成。

【政府の行動計画、ガイドライン】

新型インフルエンザ対策行動計画（平成19年10月最終改定）
[鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議]

新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成19年3月策定）
[新型インフルエンザ専門家会議]

入国検疫対応
検疫ガイドライン
症例の早期発見
サーベイランスガイドライン
状況把握と拡大防止
積極的疫学調査ガイドライン
早期対応戦略ガイドライン
医療としての対応
医療体制に関するガイドライン
医療施設等における感染対策ガイドライン
医療機関における診断検査ガイドライン
ワクチン接種に関するガイドライン
抗インフルエンザ薬に関するガイドライン
社会での対応
事業者ガイドライン
個人及び一般家庭等ガイドライン
情報提供・共有に関するガイドライン
死亡した場合の対応
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

ガイドラインの名称は略称

【新型インフルエンザ対策本部】

新型インフルエンザが発生し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要がある場合には、内閣総理大臣の判断により、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長とする対策本部を速やかに設置。

《新型インフルエンザ対策本部》 [構成員]

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣
本部長 他のすべての国務大臣

《対策本部における協議事項（案）》

水際における封じ込め
・検疫実施空港・港湾の集約化
・検疫の強化（隔離・停留等の徹底）等
国内における発生（感染拡大）の防止
・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種
・外出・集会自粛の要請
・企業の休業・職場対策の要請
・公共交通機関の運行自粛の要請 等
社会機能の維持
・ライフライン（食料・電気・水道等）の維持
・医薬品、食料、生活必需品等の増産要請
・政府備蓄物資の活用、供給ルートの確保 等

4 . 新型インフルエンザ発生時における食料供給のあり方について

1 発生時の社会経済活動のイメージ

- (1) 感染の波は約2ヶ月
- (2) この約2ヶ月間は、社会経済活動や社会機能が大幅に低下するおそれ。
- (3) このため国民の生活や社会機能を維持するために必要な電気、水道、ガス、食料等のライフライン及びそれを支える社会システムについては、機能低下を来たさないような対策が必要。

2 求められる食料供給機能

- (1) 発生時の国民の食料の確保については、あらかじめ家庭での備蓄を呼びかけていくものの、基本的には日常的に小売店等から調達。
- (2) 食生活は生命、健康維持の基礎。国民が豊富な栄養を摂取できる食料の安定供給体制の確保が基本。
- (3) しかし、発生時には社会経済活動が低下し、供給される食料の品目、量とも減少のおそれ。国民の生命、健康維持に重大な支障が生ずる懸念。
- (4) 不測の事態に備えた食料供給機能維持の対策が必要。

5 . 社会機能維持者と一般家庭での食料の確保

社会機能維持者

社会機能維持者は、「事業者ガイドライン」において、「新型インフルエンザの流行の波の期間に相当する2ヶ月間に機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがあるもの」で、「その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから必要に応じて(業務継続の)計画の策定を行うことが望まれる」と規定されている。

「新型インフルエンザ対策行動計画」により、フェーズ4Aにおいて社会機能維持者に対して、プレパンデミックワクチンの接種を行う。

〔社会機能維持者の範囲(「事業者ガイドライン」による)〕

分類	考え方	具体例
治安維持	機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの	消防士、警察官、自衛隊員、海上保安官、矯正職員等
ライフライン関係	機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持できないもの	電気事業者、水道事業者、ガス事業者、石油事業者、 食料販売関係者 等
国又は地方公共団体の危機管理に携わる者	機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの	国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者等
国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者	機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの	報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等
輸送	電気・水・ガス・石油・ 食料 といった ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者	鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送業者、水運業者等

一般家庭での食料の確保

<発生前:個人・家庭レベル> 感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則であることから、災害時と同様に外出しなくても良いための最低限(2週間程度)の食料・日用品は準備しておくのがよいでしょう。

<発生時:個人・家庭レベル> 感染拡大を極力回避するために、食料等の生活必需品の買出しや独居家庭への見回りなどのやむをえない外出以外の不要不急の外出は極力差し控えることが望まれる。

(「個人及び一般家庭等ガイドライン」より)

〔個人での備蓄物品の例(抜粋)(「個人及び一般家庭等ガイドライン」による)〕

食料(長期保存可能なもの)例

- ・ 米
- ・ 乾麺類
- ・ 切り餅
- ・ コーンフレーク・シリアル類
- ・ 乾パン
- ・ 各種調味料
- ・ レトルト・フリーズドライ食品
- ・ 冷凍食品
- ・ インスタントラーメン
- ・ 缶詰
- ・ 菓子類
- ・ ミネラルウォーター
- ・ ペットボトルや缶入りの飲料

6 . 今後の検討課題

与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム提言(H20.6.20)

新型インフルエンザの発生が危惧される国の在外邦人について、現地の在外邦人等の考え方やそれらの諸国の事情等を踏まえた具体的で実行性のある支援策の検討

個人や家庭において備蓄すべき具体的な品目や分量等の検討

パンデミック時等に日本に居住・滞在する外国人の支援について、本邦所在の外国公館、国際機関等との情報共有・協力体制の強化と外国人旅行者に対する滞在支援の検討

パンデミック時等において、各企業がそれぞれ策定することとされている社会機能の維持に関する事業を担う企業における事業方針や、それ以外の企業における業務停止等を含む事業方針についての国として基本方針の検討

パンデミック時等の食料や生活必需品等の流通や供給方法に関する具体的対策の検討

パンデミック時等における、想定される数段階の被害状況等に応じた公共交通機関の運行方針等の検討

以上を踏まえた新たな法的整備の必要性についての検討

食料供給のあり方について 検討の上での論点

- 1 国民の健康を維持するためにはどのような品目を優先的に供給すべきか
- 2 これらの品目をどのように確保するのか
- 3 これらの品目をどのように国民のもとに届けるのか
- 4 これ以外の食品についても可能な限り円滑な供給を確保するための機能をどう維持するか